



目次 ページ

公安委員会規則

○秋田県留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する規則
面 (次・証察誌) ……………1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第6号

秋田県留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する規則を次のように定める。

平成19年4月24日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

秋田県留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、秋田県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会に対する情報の提供）

第2条 留置業務管理者は、毎年、6月以降の最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
- (3) 施設の管理体制
- (4) 参観の許可の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者によ

る自弁の物品の使用又は採取の許可の状況

(6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況

(7) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による自弁の嗜好品等の停止措置の実施状況

(8) 戒具及び保護室の使用状況

(9) 被留置者による面会、信書の発受の禁止、差止め又は制限の状況

(10) 審査の申請、再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果

2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

(1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合

(2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合

(3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄